配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二　被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ　支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ　支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ　当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（寄附行為認可申請手続）

第二条　法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～四　［略］

五　役員に関する次に掲げる書類

イ　役員の就任承諾書及び履歴書

ロ　役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ　役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類

六～八　［略］

2～7　［略］

［条を加える。］

（寄附行為認可申請手続）

第二条　法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～四　［同上］

五　役員に関する次に掲げる書類

イ　役員の就任承諾書及び履歴書

ロ　役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ　役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者であることを証する書類

六～八　［同上］

2～7　［同上］

［条を加える。］

（役員の職務の適正な執行ができない者）

第三条の二　法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

第三条の三　法第四十四条の二第四項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。）第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、同条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）。以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　準用一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合　当該評議員会の決議の日